

令和元年第12回総会

山武市農業委員会会議録

令和元年12月5日 開会

令和元年12月5日 閉会

令和元年第12回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年12月5日(木)午後4時00分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 令和元年度第9次農用地利用集積計画(案)の決定について
(3) 農用地利用配分計画(案)に関する意見について
(4) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員(16名)

欠席委員(1名)

出席農地利用最適化推進委員(18名)

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

出席事務局職員(4名)

◎開 会

事務局長

それでは、ただいまから令和元年第12回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。

鈴木会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆さん、師走になりまして大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

先般の研修に際しても、参加された方については大変お疲れさまでございました。

また、イモ掘りに際しましては、ご協力いただいた方々、大変お忙しい中、ありがとうございました。おかげさまで、何とか苗代と寄附ができそうな状況になりまして、金額としては10,000円ですけれども、本日社会福祉協議会のほうに農業委員会として寄附をさせていただきたいと思っております。

また1月7日が新年会ということで入っておりますので、皆さんのご出席をよろしくお願いいたします。

これから暮れになりますと、何かと気ぜわしくなりまして、事故等、あるいは体調不良にならないように、十分ご留意されまして仕事に励んでいただきたいと思います。

本日の会議につきましては慎重審議をよろしくお願いいたします。ご挨拶にかえさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 令和元年度第9次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和元年12月5日 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸

事務局長

日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより令和元年第12回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

欠席委員は議席番号12番井野委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号3番佐藤委員、議席番号4番林委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借権解約通知について、事務局から報告を求めます。

事務局長

それでは、総会資料の4ページから19ページをご覧くださいと存じます。

通知があった件数は20件でございます。

内訳といたしましては、基盤強化法による賃貸借の解約が14件、使用貸借の解約が3件、農地法第3条の賃貸借が1件、使用貸借が2件となっているところでございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意によりまして解約されたもので

ございます。

なお、20件中15件ですが、早船・寺崎地区の土地改良事業に関連する解約でございまして、今後、中間管理機構を介して配分されるということになっておりまして、現在耕作している人に中間管理機構を介して再度貸し付けが行われるという予定になっております。

報告は以上でございます。

議長 事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から申請概要についての説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。
次に、地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

本件について、地区担当推進委員の鈴木委員から説明を求めます。

鈴木推進委員 申請地区担当の鈴木でございます。

この土地に関しまして、譲渡人の土地は譲受人の宅地のすぐ真後ろでございまして、耕作もきれいにされていて、荒れている様子もありませんので、見た限りでは何ら問題はないと思います。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員から補足説明等を求めます。

増田委員

議席番号8番増田です。

今回の案件は、第3条による所有権移転ということで、推進委員と現地確認をしましたところ、推進委員の説明のとおり、特に問題はないと思われま

す。権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、令和元年度第9次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第2号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、所有権移転個人明細の番号1と2及び番号4から6及び利用権設定等個人別明細の番号1から30までを一括して採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、所有権移転個人明細の番号3について採決しますが、この案件は議席番号17番鈴木委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員退室)

議長 それでは、所有権移転個人明細番号3について採決します。
本件について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。

（別紙議案のとおり）

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用配分計画個人別明細番号1から18までを一括して採決します。

本件について、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局から議案の説明が終わりました。
議案第4号、番号1について、地区担当推進委員の菊池委員から説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。
1番についてご説明します。
1番については、親子です。新規になります。主にイチゴをつくっておりまして、経営改善の方向としては、本人、妻及び長男夫婦の4人でイチゴを生産しています。単位面積当たりの収量を上げて、施設を更新して、観光苺園として努力していくというところです。よろしくお願いいたします。

議長 次に、番号2及び3について、地区担当推進委員の布施委員から説明を求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
2番について説明します。
更新です。水稻と、施設野菜でメロンとトマトをつくっています。本人と、親と、あと去年から後継者が就農しましたので、規模を拡大して頑張っています。よろしくお願いいたします。

3番について説明します。

更新です。やはり水稻と、施設野菜でメロンとトマトを栽培しています。少しではありますが、規模を拡大して、頑張っています。よろしくお願いいたします。

議長 次に、番号4について、地区担当推進委員の高橋委員から説明を求めます。

高橋推進委員

地区担当推進委員の高橋です。

番号4について説明いたします。

新規です。本人、妻、長男の3人で施設野菜、トマト、イチゴをメインに栽培しております。施設更新、規模拡大を図り、観光農園等、受け入れ体制を強化し、経営を安定させるつもりです。よろしく申し上げます。

議長

次に、番号5について、地区担当推進委員の川村委員から説明を求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。

5番について説明いたします。

今回、更新でございます。現在、本人、妻と娘さんで、水稲と露地野菜を中心に生産しております。機械化を導入し、労力を短縮する計画で、水田の面積の経営は維持し、特に畑作を中心に面積を拡大していきたいということでございました。何も問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

次に、番号6及び7について、地区担当推進委員の佐瀬委員から説明を求めます。

佐瀬推進委員

申請地区担当推進委員の佐瀬です。

6番について説明します。

この方は新規で、家族経営協定を結んでおりまして、親子、子の妻の3人での申請となります。コニファーと呼ばれる、街路樹に使用される花木を生産しております。今後、市場ニーズに適応した商品を目指して頑張っていくとのことです。

7番について説明します。

この方は更新です。山武地域でも露地野菜で昔から大規模経営の方で、主にスイカ、トマト、人参を生産しております。今後は両親の高齢化に伴って労働力を見直し、機械化を進めていくとのことです。

よろしくお願ひいたします。

議長 次に、番号8について、地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
8番について説明いたします。
新規でございます。主にトマト、人参を、奥さんと母親、3人で生産をされております。抑制トマトにおいては、特に夏場の高温対策をしっかり行って、所得向上に努めていきたいということでございます。よろしく願いいたします。

議長 次に、番号9、10及び11について、地区担当推進委員の山下委員から説明を求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下です。
まず番号9、地元ですと農業を行っていたんですけども、今回、新規申請です。施設野菜となっておりますが、露地と施設を半々でやっていきたいということです。スイカ等、チンゲン菜、ほかにホウレンソウ、水菜等、葉物野菜でローテーションを組んでいきたいということです。市場出荷ということになっております。

10番、こちらは今年、お父さんが亡くなりまして、その遺志を継ぎまして、長女が新規申請で、施設園芸、露地野菜をこれから母親と2人で一生懸命頑張っていくということです。

11番、先月、個人の農家が株式会社を設立しまして、アジアンハーブを露地＋施設園芸で、まず施設をどんどん拡大して、天候に左右されない経営をしていきたいということです。
よろしく願いします。

議長 次に、番号12について、地区担当推進委員の中山委員から説明を求めます。

中山推進委員 地区担当推進委員の中山です。
12番について説明させていただきます。
こちらは農業生産法人でございまして、現在構成員は6名ほどになろうかと思えます。たしか3回目の更新かと思えます。次の年度の中で5ヘクタールほど規模拡大をしていきます。

いということでございます。また、減農薬、あるいは水稲の関係で水源の浄化、こういうことにも取り組んでいきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 次に、番号13について、地区担当推進委員の椎名委員から説明を求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。

13番に関しましては更新です。奥さんと2人で行っております。施設で小松菜をつくり、水稲も頑張っているんですが、ここに来てまた水稲の面積を増やして、今後、機械化、合理化を図っていきたいということですので、よろしくお願いいたします。

議長 次に、番号14、15及び16について、地区担当推進委員の鈴木委員から説明を求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木です。

14番、仕事をやっていたんですけども、退職いたしまして、前からずっと水稲をやっていたんですけども、専門的に水稲をやって、少しずつですが、規模を拡大していきたいということです。

15番、水稲とたばこの複合経営ということで、たばこは今なかなか面積を増やせないんですが、水稲のほうで少しずつ頑張っていきたいということでございます。

16番、水稲と露地野菜の複合経営で、露地野菜に関しましては、トウモロコシ、枝豆、ネギ、ブロッコリーなどを全般にやっております。水稲のほうもやっており、頑張っておる次第でございます。認定のほどよろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第4号、番号1から16を一括して採決いたします。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長

以上をもちまして本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。

その他の件について、皆様から何かご質疑、ご意見等ございますでしょうか。

◎閉 会

議長

ないようでしたら、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、1月7日火曜日、本庁舎3階、大会議室を予定しておりますので、ご参集のほどよろしくをお願いいたします。